

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報基盤推進室規則

平成30年10月24日

自機規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。）第18条の9の規定に基づき、情報基盤推進室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 情報基盤推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ対策に関する基本規程（平成28年自機規程第111号。以下「情報セキュリティ対策基本規程」という。）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者（CISO）が指示する事項の実施及び支援に関すること。
- 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務の情報化推進に関する基本規程（平成28年自機規程第109号。以下「情報化推進基本規程」という。）第4条に規定する情報化統括責任者（CIO）が指示する事項の実施及び支援に関すること。
- 三 情報セキュリティ対策基本規程別表第2の機関等区分に掲げる事務局等の情報セキュリティ対策に関すること。
- 四 情報化推進基本規程別表の機関等区分に掲げる事務局等の業務の情報化に関すること。
- 五 情報セキュリティ対策及び業務の情報化支援に関する機構内の連携及び調整に関すること。
- 六 その他室長が必要と判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 情報基盤推進室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、情報基盤推進室の業務を総括する。

- 2 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する者が、その職務を代理する。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 最高情報セキュリティ責任者（CISO）、情報セキュリティ対策基本規程第6条に規定する事務局等の機関最高情報セキュリティ責任者（機関CISO）及び

同規程第 11 条に規定する事務局等の情報セキュリティ責任者

二 情報化統括責任者（CIO）、情報化推進基本規程別表に定める事務局等の情報化責任者（機関CIO）及び同規程第 6 条に規定する事務局等の情報化責任者補佐（機関CIO補佐）

三 大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務組織規程（平成 16 年自機規程第 48 号）第 3 条第 14 号及び第 15 号の事務を担う事務局の職員

四 その他室長が必要と認めた者

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、情報基盤推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日以後、最初の室員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 24 日改正）

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。